当院は厚生労働省の定める基準に基づき
入院基本料を算定する保険医療機関です

1　施設基準に関する事項

【精神病棟入院基本料　15 対 1】

【看護補助加算 2】

（1 病棟）1 日に 12 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次のとおりです。

≪8：30　～　16：30 まで≫

看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 8 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち患者数は 30 人以内です。

≪16：30　～　翌朝 8：30 まで≫

看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 29 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち患者数は 60 人以内です。

（2 病棟）1 日に 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次のとおりです。

≪8：30　～　16：30 まで≫

看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 8 人以内です。

≪16：30　～　翌朝 8：30 まで≫

看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 25 人以内です。

2　特掲診療料に関する事項

・夜間看護体制加算
・医療保護入院等診療料
・精神科救急搬送患者地域連携受入加算
・こころの連携指導料（Ⅱ）
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
・入院ベースアップ評価料
・精神科退院時共同指導料（Ⅰ）及び（Ⅱ）
・酸素の価格　大型ボンベ 0.42 円/L　小型ボンベ 2.29 円/L
・救急医療管理加算
・後発医薬品使用体制加算 2

※当病院は、入院及び外来について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されています。
また、医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者様に十分な説明をいたします

3　入院時食事療養及び入院時生活療養に関する事項

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後 6 時以降）、適温で提供しております。

4　明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。
また、公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担がない方につきましても、明細書を無料で発行しております。

5　寝具に関する事項

敷布、掛布等の寝具は、週 1 回交換しております。
なお、敷布、掛布等が汚れた場合は曜日に関係なく交換しております。

6　保険外負担に関する事項

当院では、保険給付及び看護等の治療に直接関係のないサービス等につきましては、その使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

7　その他

●当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、より一層個人情報保護に努めてまいります。

●当院では、患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院支援を実施しております。

●当院では、屋内外を問わず「病院敷地内全面禁煙」となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

●当院では、医療従事者の処遇改善を目的としたベースアップ評価料を算定しております。

医療法人　太閤山病院